

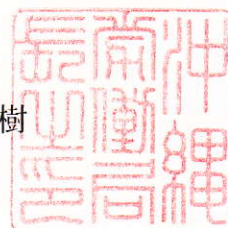
沖縄地方最低賃金審議会委員の候補者推薦に関する公示

沖縄労働局一般公示27-10号

最低賃金法（昭和34年法律137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令136号）第3条の規定に基づき、沖縄地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合又は関係使用者団体は、下記「沖縄地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成27年3月2日

沖縄労働局長 谷 直樹



記

沖縄地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦資格

(1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、沖縄労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

(2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要部分である使用者団体であって、沖縄労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律120号）第38条の各号のいずれにも該当しないもの。

3 推薦手続き

(1) 推薦方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締め切り日

平成27年3月23日（月）

(3) 推薦書の提出先

沖縄労働局労働基準部賃金室

那覇市おもろまち2-1-1

（電話番号 868-3421）